

土地改良区だより

発行	平成22年7月21日 第3号 和田土地改良区 Tel 025-524-5537・Fax 025-524-5536 上越有放 66-7151
----	--



理事長挨拶

理事長 宮腰 辰夫

組合員の皆様には、日頃、当土地改良区の運営並びに土地改良事業の施行にあたり、ご協力とご指導を賜り心より厚くお礼申し上げます。

本年の気象が、年初めから大変日々ぐるしく変わっておりますが、これも地球温暖化等の影響などでしょうか、こんな時、集中的な豪雨がなければ良いがと心配するところであります。そこで、自然のダムである田んぼを整備をして、雨水の調節に用いると共に農作業の効率の良いほ場にし、孫子の世代に引き継いでいこうではありませんか。

今実施中の和田南部地区(寺町・上箱井)のほ場整備事業は、関係各位の協力の下に順調に進行中で、平成23年度には面工事が完了予定と、先が見えて参りました。今後は一地区で実施計画を進めています。

さて、当土地改良区の運営についての私の思いを述べさせていただきます。昔話に桃太郎が鬼退治をするという話を知っておられると思いますが、桃太郎はどうして「犬」「猿」「キジ」だったのだろうか。もっと強い「熊」「ライオン」「鷹」ではないだろうか?ライオンは日本にはいない、それなら「オオカミ」でも良かったと思うが、なぜ「犬」「猿」「キジ」だったのか?その答えとして、次のような考え方ができるのではないかと思います。

○猿は、知恵に富み「企画力」がある

○キジは、空を飛び地を走り回るので様子がよく分かり「情報力」がある

○犬は、クンクンと動き回り「行動力」がある。

これを土地改良区の組織に置き換えると、「猿」はさしづめ理事の方々で、猿のごとく企画力に富み、アイデアを出す。「キジ」は総代の方々で、空を飛び、地を走り、意見を聞き情報収集を行う、インフォメーションが求められる。「犬」は職員の方々で、犬のごとく行動力を見せ、土地改良区への要望、土地改良施設の修理、保全を図り組合員の要望に応える、マーケティングではないだろうか。

土地改良区組織が目的を達成するためには「企画力、情報力、行動力」の3つの力がバランス良く發揮されるよう、私、微力ながら總め役を務めて行こうと思っております。

最後に、政権交代と共に土地改良事業の大幅な補助金の減額がありますが、最近知事が各部に配分出来る交付金等々を調整された事により、前年度対比約80%位まで補助出来ると聞いております。

今後とも土地改良区の役職員一同一丸となって活気ある農業、農村、そして地域発展のため努力していく所存でありますので、今後ともご協力とお力添えをお願い申し上げ、一言のご挨拶とさせて頂きます。

◆役員を紹介します

(役員の任期は平成21年8月30日～平成25年8月29日までの4年間です。)

役職	町内名	氏名	役職	町内名	氏名
理事長	広島	宮腰 辰夫	理事	柳井田町	宮川 新一
副理事長	大和2	古江 栄太郎	理事	石沢	横田 博之
理事	国賀	饒村 勝也	理事	大和3	近藤 正
理事	木島	小林 春男	総括監事	岡原	山田 和男
理事	島田下新田	滝本 一雄	監事	上中田	宮越 昇
理事	下箱井	植木 一夫	監事	月岡	矢坂 信昭

第123回 通常総代会開催

去る3月25日、午後1時30分より、和田土地改良区二階会議室において総代40名(定数45名・現在員数44名)の出席を得て開催されました。議長には第5分区の小林 久氏が選出され議事に入り、承認案件(平成21年度補正関係)4件、平成22年度予算案件28件、計32件の提案議題について慎重審議がなされ、すべて原案の通り承認、可決されました。(平成22年度予算内容は下記のとおり)

一般会計 予算概要 (61,592千円)

単位:千円

収 入	予 算 額	支 出	予 算 額
1. 経常賦課金	21,366	1. 会議費	869
2. 特別賦課金	1,879	2. 事務費	26,069
3. 繰入金	13,405	3. 諸 費	6
4. 補助金及交付金	1,258	4. 維持管理費	14,852
5. 財産収入	1,093	5. 償還金	711
6. 雑収入	724	6. 繰出金	1,600
7. 繰越金	21,867	7. 予備費	17,485
計	61,592	計	61,592

22年度の賦課金は、平成22年4月1日の土地原簿に基づき計算されます。

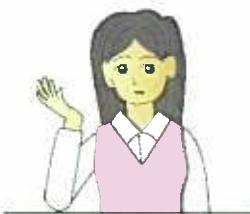
土地改良区の経常賦課金は、土地改良区の運営費や管内土地改良施設の維持管理費に充てられ、また、特別賦課金は、土地改良事業の借入金の返済に充てられます。

第1期賦課金 納入期限 平成22年8月2日

第2期賦課金 納入期限 平成22年11月1日(特別賦課金も含む)

該当があつたら届出を!

- ①組合員が住所を変更したとき
- ②農業者年金の受給により経営移譲をするとき
- ③農地の売買や交換があつたとき
- ④生前一括贈与するとき
- ⑤組合員が死亡されたとき
- ⑥賦課金の振替口座の名義を変えたり、口座を変更したとき



農業委員会・農協へ届出を行い、法務局での登記が完了した場合でも土地改良区への届出がない限り、変更前の状態で賦課されることになりますので、ご面倒でもよろしくお願ひ致します。



用水路は田んぼや畑に水を届けるだけでなく、みんなの暮らしの手助けをしたり、生き物や植物を育んだり、水と親しめる場や憩いの場になったり・・・。
みんなで大事に守り育てていきましょう。